

標準仕様書（小破・舗装修繕）

1. 業務の名称

令和8・9年度 中央区（東地域）道路等維持補修業務

2. 業務の内容

浜松市土木部が所管する道路、河川（中央区管内）の維持修繕・舗装修繕作業を実施するほかに、土曜日、日曜日及び祝日を含めた24時間において、道路、河川の異常、損傷及び異常気象等における緊急の応急処置を迅速に実施する。

3. 業務責任者

業務の施行にあたり、業務責任者（1級土木施工管理技士の資格を有する者）を定め、委託者に届け出ること。これらの者を変更したときも、届け出ること。

4. 舗装修繕の体制

舗装修繕は、ほ装工事業の建設業許可を有している構成員が行うこととし、施工時には自社の有資格者（1級または2級舗装施工管理技士）1名を現地に配置すること。

5. 業務要領

受託者の業務要領は、次のとおりとする。

（1）体制

受託者は、緊急時に備え常に24時間作業できる体制を整えること。

（2）業務の実施

ア 受託者は、（3）で規定する道路巡視によるものを含む依頼を受けた業務について、別に定める業務依頼書（様式1）により、その都度特に指示がない限り、直ちに業務を実施しなければならない。ただし、そのいとまが無く緊急を要するときは、委託者からの口頭による依頼により業務を実施することが出来る（その後業務依頼書による依頼がなされる。）。

イ 本業務の実施にあたり、『浜松市土木工事共通仕様書』（以下、「共通仕様書」という。）、『浜松市土木工事施工管理基準』に準拠するものとする。なお、共通仕様書と特記仕様書の間に相違がある場合には、受託者は委託者に確認すること。

ウ 家電4品目及び建設廃棄物等については、委託者の依頼のもと受託者の責任において定められた期間保管すること。

エ 道路側溝および河川内において、動物が死亡している場合は、阻害物として取扱い、委託者の依頼のもと袋等に入れて、隣接する道路際まで出し速やかに報告すること。

(3) 道路巡視

① 巡視・機動

受託者は委託者の指示に基づき道路全般を巡視し、異常の早期発見に最大限努めること。異常を発見した場合は、直ちに委託者に報告し、指示を受けること。ただし、そのいとまが無く緊急を要するときは、速やかに必要な応急処置、交通誘導等を講じた上で、直ちに委託者に報告し、指示を受けること。

なお、巡視にあたっては、道路交通法の適用除外（緊急車両）を受けないことから、“緊急走行、転回禁止場所での転回、交差点付近の駐車など”、道路交通法を遵守し、違反する行為は絶対しないよう留意すること。

② 使用車両

受託者が準備する車両に“道路巡視実施中”であることを明示すること。

③ 体制

受託者は、巡視実施にあたり原則2名以上の体制で行うものとする。

④ 巡視事項

ア 道路及び道路附属物等

(ア) 路面、路側、路肩、法面及び構造物の状況

(イ) 排水施設の状況（アスカーブ、排水性舗装を含む）

(ウ) 交通安全施設の状況

(エ) 橋梁及びトンネルの状況

(オ) 街路樹及び植樹帯の状況

イ 道路工事等の施工箇所における保安施設設置等の交通処理状況

ウ 道路占用及び道路使用状況

エ 路上障害物（落石、倒木、落下した積載物、又はその他障害物）の状況

オ その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある事象の状況

(4) 通報

ア 受託者は、道路の異常を発見した場合は、速やかに委託者に報告しなければならない。

イ 受託者は、第三者から通報・連絡等があった場合は、その内容を直ちに委託者に報告し、対応を協議すること。

(5) 委託者の立会い

ア 受託者は、委託者が立会いを依頼した業務については、委託者の立会いを得て、実施するものとする。

イ 受託者は、業務の実施にあたり、委託者の立会いを必要としたときは、委託者の立会いを

求めることができるものとする。

(6) 交通規制

- ア 受託者は、業務実施にあたって交通に危険を及ぼす恐れがあるときは、バリケード・保安ロープ・セーフティーコーン・赤色灯・標識によるほか、必要に応じ交通誘導員を配置して交通の安全を確保すること。
- イ 対象路線（別添①）にて作業する場合は、交通誘導員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導業務に係わる一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員）を配置すること。

(7) 業務の完了報告

受託者は業務が完了したときは、速やかに以下の書類を委託者に提出すること。

ア 業務完了時

業務完了書（様式2）

業務精算書（様式3）

現場写真（業務の着手前及び完了後の状況並びに必要に応じて作業状況を写した写真）

道路巡回報告書（様式7）※道路巡回作業後のみ

イ 月ごとの報告時

業務実績報告書（様式4）

ウ 業務完了報告時（年6回以内）

業務完了報告書（様式5-1）

業務完了報告書（様式5-2）

6. その他

本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、共通仕様書を参考にし、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

委託者は、業務履行期間中年1回以上、受託者が業務を履行する現場を観察するものとする。

標準仕様書（雪氷対策）

1. 業務の名称

令和8・9年度 中央区（東地域）道路等維持補修業務

2. 業務の内容

浜松市土木部が所管する道路（中央区管内）において、雪氷に対する注意喚起等を行うとともに、土曜日、日曜日及び祝日を含めた24時間において、緊急の状況調査及び対策を迅速に実施する。

3. 雪氷対策業務要領

受託者の業務要領は次のとおりとする。

（1）体制

ア 受託者は、常に気象情報に留意し、道路の積雪若しくは凍結又はその両方（以下「雪氷」という。）に備えること。

イ 受託者は、路面状況等の把握に努めるとともに、常に業務が実施できるよう準備体制を整えておくこと。

（2）業務の実施

ア 雪氷状況調査

受託者は、委託者から依頼があった場合は、雪氷の状況を調査し、その結果を口頭により委託者に報告すること。

イ 業務の実施

受託者は、（3）で規定する道路巡視によるものを含む依頼を受けた業務について、その都度特に指示がない限り、直ちに（概ね1時間以内）業務を実施しなければならない。ただし、そのいとまが無く緊急を要するときは、委託者からの口頭による依頼により業務を実施することが出来る（その後業務依頼書による依頼がなされる。）。

ウ 道路情報提供装置操作

受託者は、委託者から依頼があった場合は、道路情報提供装置を操作し、所定の情報を表示させること。

エ 情報板・標示板・バリケード設置、撤去

受託者は、委託者から依頼があった場合は、次のとおり情報板、標示板又はバリケードを設置又は撤去すること。

（ア）所定の場所（別添②）に設置すること。

（イ）「道路工事作業場における道路標識、標示施設及び防護施設等の設置要領」（静岡県）に

準拠して適正に設置すること。

- (ウ) 土のう、止杭等により固定し、転倒、移動等がないよう適切な措置を講ずること。
- (エ) 撤去後は原形に復し、所定の保管場所に返却すること。

オ 滑り止め砂袋配置

受託者は、委託者から依頼があった場合は、次のとおり砂袋を配置すること。

- (ア) 局部的に道路の積雪、凍結等が予想される場所に配置すること。
- (イ) 1箇所に10袋配置することを標準とする。
- (ウ) 砂が雨又は雪で湿ることがないよう密封するなど適切な措置を講ずること。

カ 凍結防止剤・滑り止め砂散布

受託者は、委託者から依頼があった場合は、次のとおり凍結防止剤若しくは滑り止め砂又はその両方を散布すること。

- (ア) 原則として、通勤通学時間帯までに散布を完了すること。やむを得ず、この時間帯に作業するときは、交通が混雑しないよう必要な措置を講ずること。
- (イ) 原則として、所定の量を均一に散布すること。
- (ウ) 所要の幅員（1車線道路は車道3.0m以上、2車線道路は車道5.5m以上）が確保されるよう散布すること。ただし、これによりがたいとき（3車線以上の道路、歩道、待避所等に散布するとき）は、委託者と協議すること。
- (エ) 滑り止め砂を散布したときは、同じ範囲にさらに凍結防止剤を散布すること。
- (オ) 過剰な散布にならないよう留意すること。

キ 除 雪

受託者は、委託者から依頼があった場合は、次のとおり除雪すること。

- (ア) 原則として、通勤通学時間帯までに除雪を完了すること。やむを得ず、この時間帯に作業するときは、交通が混雑しないよう必要な措置を講ずること。
- (イ) 所要の幅員（1車線道路は車道3.0m以上、2車線道路は車道5.5m以上）が確保されるよう除雪すること。ただし、これによりがたいとき（3車線以上の道路、歩道、待避所等を除雪するとき）は、委託者と協議すること。
- (ウ) 圧雪が厚く形成されないよう除雪し、通行者、通行車両等に支障がないよう仕上げること。
- (エ) 路面、道路施設、沿道家屋又はその他工作物を破損しないよう留意すること。

（3）道路巡視

① 巡視・機動

受託者は委託者の指示に基づき道路全般を巡視し、異常の早期発見に最大限努めること。異常を発見した場合は、直ちに委託者に報告し、指示を受けること。ただし、そのいとまが無く緊急を要するときは、速やかに必要な応急処置、交通誘導等を講じた上で、直ちに委託者に報告し、指示を受けること。

なお、巡視にあたっては、道路交通法の適用除外（緊急車両）を受けないことから、“緊急走

行、転回禁止場所での転回、交差点付近の駐車など”、道路交通法を遵守し、違反する行為は絶対しないよう留意すること。

② 使用車両

受託者が準備する車両に“道路巡視実施中”であることを明示すること。

③ 体 制

受託者は、巡視実施にあたり原則2名以上の体制で行うものとする。

④ 巡視事項

ア 道路 等

(ア) 路面、路側の状況

(イ) 排水施設の状況

(ウ) 交通安全施設の状況

イ 道路工事等の施工箇所における保安施設設置等の交通処理状況

ウ 路上障害物（落石、倒木、落下した積載物、又はその他障害物）の状況

エ その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある事象の状況

(4) 使用機械 等

ア 業務に使用する機械、器具及び材料は、次を標準とする。

名 称	規模、規格	摘要
ダンプトラック	2t積	チェーン装着
凍結防止剤散布装置	2t車架装	
ホイールローダ	山積0.9-1.0m ³	チェーン装着
モータグレーダ	ブレード幅3.7m	チェーン装着
情報表示盤	道路据置型	
情報板	2.0m ² /面以下	貸与品
標示板	1.0m ² /面以下	貸与品
バリケード	保安灯（赤色・点滅式）付き	貸与品
土のう	PE製 幅48cm×長62cm 中詰：土砂0.02m ³ /袋	
止杭（杉丸太）	径6cm×長1.2m 打込長≥50cm	
滑り止め砂袋	PE又はPP製※ ※容易に破損しない構造（厚さ等）とする 中詰：乾燥砂、2ヶ月/袋 散布量：1ヶ月/m ²	
凍結防止剤	CaCl ₂ 又はNaCl 25kg/袋 散布量：0.025kg/m ²	支給品

イ 受託者は、業務に使用する機械、器具及び材料の性能、機能、特性、操作方法及び使用方法を熟知して業務を行うこと。

ウ 受託者は、貸与品を借り受けた場合、又は支給品の支給を受けた場合は、善良な管理者の注意をもって管理すること。受託者の責めに帰すべき理由により貸与品を破損したときは、受託者が修理等に係る費用を負担すること。

エ 受託者は、貸与品及び支給品を本業務の履行以外の目的に使用しないこと。

(5) 業務の報告

受託者は業務が完了したときは、速やかに以下の書類を委託者に提出すること。

ア 業務完了時

　業務完了書（様式2）

　業務精算書（様式3）

　現場写真（業務の着手前及び完了後の状況並びに必要に応じて作業状況を写した写真）

　道路巡視報告書（様式7）※道路巡視作業後のみ

イ 月ごとの報告時

　業務実績報告書（様式4）

ウ 業務完了報告時（年6回以内）

　業務完了報告書（様式5-1）

　業務完了報告書（様式5-2）

(6) 臨機の措置

受託者は、(2) 業務の実施 ア の雪氷状況調査の結果、異常な積雪、凍結等により交通又は所要の幅員の確保が困難な場合、又は災害防止等のため必要があると認める場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、委託者に報告し、指示を受けること。

4. その他

本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合又は定めのない事項については、共通仕様書を参考にし、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

静岡県公安委員会告示第69号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、静岡県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和3年4月1日から施行する。

なお、警備員等の検定等に関する規則第2条の表の6の項の上欄の規定により静岡県公安委員会が認める交通誘導警備業務（平成27年静岡県公安委員会告示第27号）は、令和3年3月31日限り廃止する。

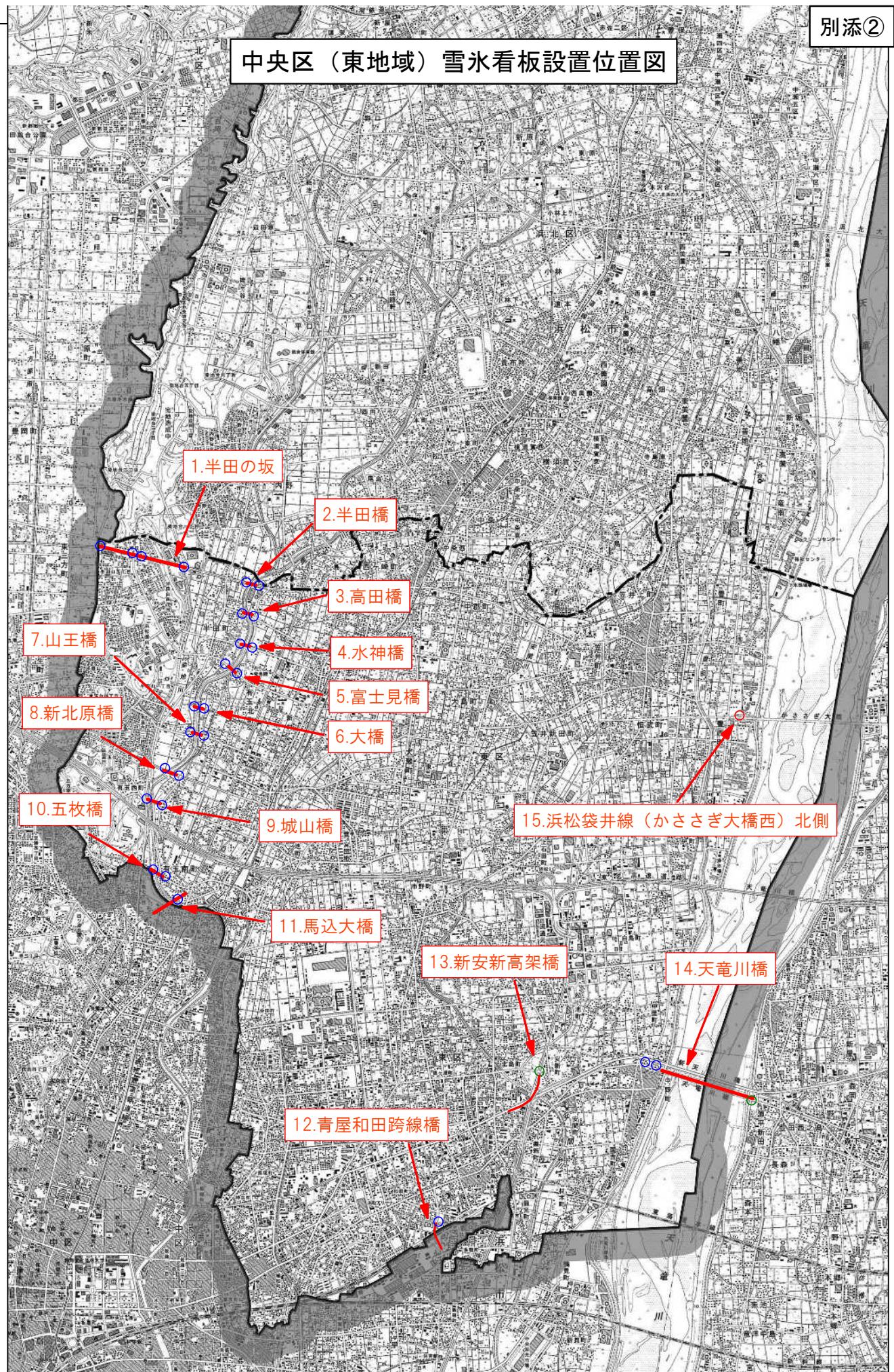
令和2年10月20日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

	路線	区間
1	一般国道1号	静岡県内全域
2	一般国道135号	静岡県内全域
3	一般国道136号	静岡県内全域
4	一般国道139号	静岡県内全域
5	一般国道150号	静岡県内全域
6	一般国道152号	静岡県内全域
7	一般国道246号	静岡県内全域
8	一般国道257号	静岡県内全域
9	一般国道362号	静岡県内全域
10	一般国道414号	静岡県内全域
11	県道22号 三島富士線	静岡県内全域
12	県道24号 富士裾野線	静岡県内全域
13	県道27号 井川湖御幸線	静岡県内全域
14	県道34号 島田吉田線	静岡県内全域
15	県道37号 掛川浜岡線	静岡県内全域
16	県道45号 天竜浜松線	静岡県内全域
17	県道61号 浜北袋井線	静岡県内全域
18	県道62号 浜松雄踏線	静岡県内全域
19	県道65号 浜松環状線	静岡県内全域
20	県道67号 静岡清水線	静岡県内全域
21	県道74号 山脇大谷線	静岡県内全域
22	県道76号 富士富士宮由比線	静岡県内全域

23	県道163号 東柏原沼津線	静岡県内全域
24	県道261号 磐田細江線	静岡県内全域
25	県道354号 静岡環状線	静岡県内全域
26	県道380号 富士清水線	静岡県内全域
27	県道381号 島田岡部線	静岡県内全域
28	県道394号 沼津小山線	静岡県内全域
29	県道396号 富士由比線	静岡県内全域
30	県道407号 静岡草薙清水線	静岡県内全域
31	県道413号 磐田袋井線	静岡県内全域
32	県道414号 富士富士宮線	静岡県内全域

中央区（東地域）雪氷看板設置位置図



受託者

○○○○○○様

中央土木整備事務所
所長 ○○ ○○

業 務 依 頼 書

下記のとおり業務を依頼します。

記

1. 名 称 令和8・9年度 中央区（東地域）道路等維持補修業務

2. 路 線 名 国道・県道・市道○○○線、
二級河川・準用河川・普通河川○○○○○、○○○都市下水路

3. 場 所 浜松市中央区○○町地内

4. 依 頼 日 令和○○年○○月○○日 ()

5. 業務内容 単価表工種番号

工種名

監督員職氏名 技術職員 ○○ ○○

中央土木整備事務所
所長 ○○ ○○

受託者 ○○○○○○○

業 務 完 了 書

下記のとおり業務を完了したのでお届けします。

1. 名 称 令和8・9年度 中央区(東地域) 道路等維持補修業務

2. 路 線 名 国道・県道・市道○○○線
二級河川・準用河川・普通河川○○○○○、○○○都市下水路

3. 場 所 浜松市中央区○○町地内

4. 作 業 日 令和○○年○○月○○日 ()

令和○○年○○月○○日 ()

5. 業務内容 単価表工種番号

工種名

6. 業務責任者 ○○ ○○

上記業務委託の検査をいたしました。

令和 年 月 日

検査員職氏名 技術職員 ○○ ○○

令和8・9年度 中央区（東地域）道路等維持補修業務
精算書

第 号 完了日 令和 年 月 日

監督員確認

様式4

○月度

業務実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日
受託者 〇〇〇〇〇〇
業務責任者 〇〇 〇〇

令和8・9年度 中央区(東地域)道路等維持補修業務

No.	指示年月日	路線名	町名	作業内容	金額	累計金額
				○月度 計		
				(消費税)		
				合 計		

業務完了報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)

浜松市長 中野 祐介

(受託代表者) 浜松市〇区〇〇町〇〇番地
〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

業務名 令和8・9年度 中央区(東地域)道路等維持補修業務
委託期間 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

下記のとおり〇月～〇月度の業務が完了したので報告します。

記

年 月	金 額	累計金額	備 考
令和〇年 〇月分			
合 計			

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長 中野祐介

住所又は
所在 地
受託者

氏名又は
名 称

業務完了報告書（○○月）

浜松市契約規則第37条の規定により、次のとおり業務を完了したので、届け出します。

記

業務の名称	令和8・9年度 中央区（東地域）道路等維持補修業務
業務の場所	浜松市土木部が所管する道路・河川（中央区管内）
契約年月日	令和 年 月 日
履行期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
前回までの完了年月日	令和 年 月 日（○○月まで）
今回完了年月日	令和 年 月 日（○○月分）
契約金額(単価)/(単位)	契約書のとおり
前回までの作成数量（実績）	件（○○月まで）
今回作成数量（実績）	件（○○月分）
備考	この業務の従事者に対する賃金等の労働条件や労働環境については、最低賃金法等の関連法令を遵守し適正に確保（した・しなかった）ことを報告する。

様式6

課長	課長補佐	グループ長	グループ

令和 年 月 日

委託者 浜松市長 中野祐介

住所又は
所在地受託者 商号又は
名 称

代表者

業務委託一部再委託届

○○○○業務委託の再委託について届け出いたします。

記

業務委託名		(課名)			
契約年月日		令和 年 月 日			
履行期間(契約期間)		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
契約金額		¥ 一			
再委託契約金額		¥ 一			
再委託先の 氏名(名称)	住 所 (所在地)	再委託契約の内容			必要な資格 等の名称
		業務内容	金額	再委託期間	
		¥	/ ~ /		
		¥	/ ~ /		
		¥	/ ~ /		
		¥	/ ~ /		
		¥	/ ~ /		

様式7

道路巡視報告書

令和8・9年度 中央区(東地域)道路等維持補修業務